

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：契約管財局

通知を受けた日：令和3年10月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見11	83	<p>売却処分の対象とする物件の選定基準及び賃貸借その他の方法による売却困難物件の収益化の状況について具体的に説明されたい。</p> <p>売却処分の対象が適正に選別されているかどうか、また売却処分以外の方法による使用収益その他有効活用がどのように、どの程度図られているかといった、本取組の周辺事情ないし背景事情の把握が必要となる。</p> <p>未利用地が、地域の活性化、賑わい創出といったまちづくりへ寄与する、市の経営資源であるということに触れられており、市政改革プラン2.0及び今後の同種の取組みにおいて公表される進捗状況や成果のみを見ても、市民目線で、それらの観点を適切に踏まえううえで売却処分の推進に取り組んでいることが分かるように、適宜説明を加えられたい。</p>	<p>未利用地の売却処分については、これまで『未利用地活用方針策定基準』に基づき、資産流動化プロジェクト用地チーム（用地PT）において本市における活用の有無や処分の適否など適切なチェックを行いながら、処分予定として位置付けたうえで公表してきたところである。（また、貸付検討地についても同様に、用地PTにおいて、適切なチェックの上、公表している。なお、平成31年（令和元年）度における貸付金額は、約8億円。）</p> <p>こうした中、各区長のマネジメントにより、各区のまちづくりや市全体への波及効果など、本市の課題解決に寄与すると考えられる未利用地の活用案については、用地PTによる全庁的な事前調査を実施したうえで、活用方針を策定して取り組んでいるところである。</p> <p>こうした取組について、市政改革プランの中間振り返りなどの機会を捉えて適切に進捗状況や成果の見える化（可視化）を図るとともに、引き続き未利用地の有効活用に努めていく。</p>	見解	—
意見12	84	<p>売却処分の推進に向けた商品化スケジュールの管理についてより一層の徹底を図られたい。</p> <p>未利用地の売却処分については、商品化が容易な土地から処分が進められ、取組みが長期化するにつれて、商品化が困難な土地が残っていくことはやむを得ないところである。</p> <p>今後の未利用地の商品化のスケジュール管理においては、より一層の進捗管理の徹底に向け、迅速な商品化に向けた体制整備、手法の検討を進めるとともに、それら対応状況についての可視化を図るなど、対外的な透明性の視点からも検討されたい。</p>	<p>未利用地の売却処分に関する商品化スケジュールの進捗管理については、資産流動化プロジェクト用地チーム（用地PT）において年3回の全庁的ヒアリングを実施し、都度の進捗状況の確認や課題の共有・検討により適切な管理に努めてきたところである。</p> <p>こうした商品化状況について、昨年8月の未利用地の公表に合わせて商品化の状況についても試行的に公表したところであるが、今後はこういった商品化状況について、更新を行いながら適切に進捗管理を実施するとともに、用地PTにおける管理・確認体制を明確にしていく。</p>	見解	—
意見58	184	<p>ガイドライン改正に関する具体的な課題及び改善の内容を明確にし、提示すべきである。</p> <p>市政改革プラン2.0の取組と実績だけでは、ガイドラインの改正が続けられていることしか把握できず、具体的な過去の問題点、改善事項等が伝わらない。ガイドラインには改正内容並びに改正の趣旨及び目的が記載され、ホームページにおいて閲覧することは可能であるが、本プランにおいても主要な改正の趣旨・目的やその内容を記載することが望ましい。市民の理解を得る観点のほか、民間事業者の指定管理者への参入を促進するためにも、制度の改善点をわかりやすく伝える努力を欠かすべきではない。</p>	<p>指定管理者制度の制度改善の取組みについては、ガイドラインに改正の趣旨・目的やその内容を記載しホームページにおいて公表しているところである。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、今後制度改正の際には、ホームページ上にも主要な改正の趣旨・目的等を掲載し、より制度の改善点を分かりやすく伝えていくよう取り組んでまいりたい。</p>	見解	—